改正後

（日本産業規格Ａ列４）

(4)　８欄の①に係る変更の届出をしようとする場合において、変更後の者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合、８欄の⑨に該当者の氏名及び該当者の種別（１　届出者（届出者が未成年の場合、その法定代理人を含む。）、２　役員（法人のみ。役員が未成年の場合、その法定代理人を含む。）、３　派遣元責任者）を記載すること。なお、該当者の種別について、複数の種別に該当する場合は、全ての番号を記載すること。

(5)　９欄には記載しないこと。

(6)　８欄の⑤又は⑥の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないこと。

(7)　収入印紙を申請書の正本にのみ貼り、消印はしないこと。

７　船員派遣事業において、８欄の⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「許可証再交付申請書」及び「船員派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」、第１面上方１、３及び４の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。

(2)　６欄、７欄及び９欄には記載しないこと。

(3)　収入印紙を貼る必要はない。

(4)　８欄の⑧ハ欄に係る変更の届出をしようとする場合において、変更後の者が精神の機能の障害により認知､判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合、８欄の⑨に該当者の氏名及び該当者の種別（１　届出者（届出者が未成年の場合、その法定代理人を含む。）、２　役員（法人のみ。役員が未成年の場合、その法定代理人を含む。）、３　派遣元責任者）を記載すること。なお、該当者の種別について、複数の種別に該当する場合は、全ての番号を記載すること。

(5)　ホ欄の「新設に係る担当者の氏名等」欄には、船員派遣事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。

８　船員派遣事業において、８欄の⑨の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「許可証再交付申請書」及び「船員派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」、第１面上方１、３、４及び５の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。

(2)　６欄、７欄及び９欄には記載しないこと。

(3)　ニ欄の「理由」欄には、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。

(4)　収入印紙を貼る必要はない。

９　10欄には、当該事業所の事業主が他に船員派遣事業を行っている事業所について記載すること。

10　船員職業安定法施行規則第28条第３項の規定により添付書類を省略する場合は、第３面下方の備考欄にその旨及び変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。

11　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。